

一号」に、「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を「以下」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の九十五」に、「とする」を「と、給与条例第十七条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする」に改め、同条第三項中「から第九条まで」を「、第八条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人 事 課）

福島県条例第八号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

第一条 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第八十一号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一 知事 百分の十五

二 副知事 百分の十

三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の五

（知事の秘書の給料月額の特例）

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給与の特例に関する条例（令和五年福島県条例第五号）は、廃止する。

（人 事 課）

福島県条例第九号

福島県防災基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十四条）

第二章 各主体の取組

第一節 県民の取組（第十五条―第二十四条）

第二節 事業者の取組（第二十五条―第三十二条）

第三節 自主防災組織等の取組（第三十三条―第三十九条）

第四節 防災士の取組（第四十条―第四十三条）

第五節 防災ボランティアの取組（第四十四条―第四十五条）

第六節 非営利支援団体の取組（第四十六条）

第七節 社会福祉協議会の取組（第四十七条―第五十条）

第八節 消防団の取組（第五十一条―第五十二条）

第九節 学校等の設置者及び管理者の取組（第五十三条―第五十七条）

第十節 市町村の取組（第五十八条―第六十一条）

第十一節 県の取組（第六十二条―第六十六条）

附 則

福島県は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の複合災害による影響が、今もなお継続している状況で、復興・創生への取組を進めている。そのような状況の中、令和元年東日本台風をはじめ、令和三年、令和四年と連続して発生した福島県沖を震源とする地震、令和五年台風第十三号に伴う大雨等、度重なる自然災害に見舞われてきた。

これまでも本県は法令や地域防災計画等に基づき、様々な主体と連携した防災の取組を着実に推進してきたが、自然災害による被害の発生を完全に防ぐことは困難である。

令和元年東日本台風等に関する災害対応検証報告では、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して被害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築することが提言された。令和四年に公表した福島県地震・津波被害想定調査では、甚大な被害が発生する可能性のある地震に対して、津波への避難意識向上や、建物の耐震化により、被害を大幅に軽減できることが示された。

このように、激甚化・頻発化している自然災害からの被害の最小化及びその迅速な回復を図るためには、これまで以上に県民の取組の深化が必要不可欠であり、その重要性は一層増している。

このような本県を取り巻く現在の状況を踏まえ、県民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、県民が自ら及び家族の安全を守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつ互いに助け合う「共助」、県、市町村及び国等の行政が取り組む「公助」の取組が必要である。また、自助、共助、公助の各主体が、それぞれの役割を認識し、その特性を生かした上で連携した取組を強化することにより、今後起こりうる災害による被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」につなげていくことが重要である。

また、原子力災害等への対応についても、その特殊性を考慮しながら、避難や要配慮者への支援等の自然災害と共通する取組や知見を生かしていくことが求められる。

ここに、私たちは、県民の生命、身体及び財産を守るため、災害に強い福島県づくりを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、基本理念を定め、防災に関する法令や計画に基づく取組を進めるとともに、地域防災の主体として期待される県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者・管理者、市町村及び県それぞれの役割と取組を明らかにすることにより、各主体が連携した防災の取組を推進し、もって災害に強い県づくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者という。

二 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

三 防災 災害を未然に防止し、災害時の被害の最小化及びその迅速な回復を図り並びに災害からの復旧・復興を図ることをいう。

四 防災関係機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

五 自主防災組織等 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織その他防災活動に自主的に取り組む組織をいう。

六 事業者 県内において事業を行う国、県及び市町村を除く法人及び個人をいう。

七 防災士 自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識及び技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者をいう。

八 地域防災力 住民一人一人が行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国その他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

九 防災ボランティア 平常時から復興に至るまで、防災に係るボランティア活動を行う団体及び個人をいう。

十 災害ボランティアセンター 市町村社会福祉協議会その他の団体が設置する災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点をいう。

十一 非営利支援団体 専門性や地域との関わりを生かし、組織的に被災者支援に取り組む特定非営利活動法人その他営利を目的としない団体をいう。

十二 学校等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校その他学校教育に類する教育を行う施設並びに幼保連携型認定こども園、保育所及び放課後児童健全育成事業が行われる場所をいう。

十三 児童生徒等 学校等に在籍する者をいう。

十四 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。

十五 マイ避難 速やかな避難行動を実施するため平常時から自分に合った適切な避難行動について考え、備えることをいう。

十六 災害伝承施設等 過去の災害から得られた実情と教訓を伝承する施設をいう。

十七 事業継続計画 災害が発生した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段その他の必要な事項を取り決めておく計画をいう。

十八 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

十九 避難行動要支援者名簿 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。

二十 地区防災計画 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう。

二十一 個別避難計画 避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

二十二 指定福祉避難所 要配慮者であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる施設をいう。

二十三 災害ケースマネジメント 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者

が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組をいう。

二十四 地域防災サポーター 防災について一定の知識及び技術を有する者として福島県地域防災サポーターに登録した防災士をいう。

(基本理念)

第三条 防災の取組は、県民の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害による死者（災害関連死を含む。）を出さないことを目指し、自助・共助・公助の各主体が連携した取組を強化することにより、被害の最小化及びその迅速な回復を図る減災の考え方を基本として行われるものとする。

2 防災の取組は、災害に備えるための多様な取組を適切に組み合わせる一体的に講ずるものとする。

3 防災の取組は、県民一人一人が主体となつて行われ、多様性と包摂性（誰一人取り残さないこと）のある持続可能な地域社会の実現を目指して推進するものとする。

4 防災の取組は、最新の科学的知見、過去の災害から得られた経験及び教訓を生かすとともに、デジタル技術の発達を踏まえつつ絶えず改善を図るものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、平常時から危機感を持つて自分事として防災に取り組むとともに、地域において相互に連携、協力し防災に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、地域社会を支える一員であることを自覚し、災害時において自ら及び家族の安全を確保した上で相互に協力して、自らの生活再建及び居住する地域の復旧・復興に努めるものとする。

3 県民は、県、市町村、国、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、従業員、来場者、利用者及び地域住民の安全確保に努めるものとする。

2 事業者は、平常時から災害発生時に事業を継続あるいは早期復旧できる体制の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県、市町村、国、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、地域住民と連携した防災活動により地域防災力の強化に努めるものとする。

2 自主防災組織等は、市町村、県、国、消防団及び防災関係機関が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(防災士の役割)

第七条 防災士は、平常時から防災に関する知見を生かした防災及び減災の活動に努めるとともに、災害時においても、自らの生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で市町村や自主防災組織等その他関係者が実施する防災及び減災の取組に協力するよう努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

第八条 防災ボランティアは、活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重されたいえで被災者の生活再建等のため活動することとし、災害ボランティアセンター、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

(非営利支援団体の役割)

第九条 非営利支援団体は、被災者の生活再建のため、支援活動を円滑に進めるための団体、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

(社会福祉協議会の役割)

第十条 社会福祉協議会は、地域福祉の推進の観点から市町村、県、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携した防災の取組に努めるものとする。

(消防団の役割)

第十一条 消防団は、地域防災力の中核として県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市町村、県、国、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災の取組を総合的に推進するよう努めるものとする。

(学校等の設置者及び管理者の役割)

第十二条 学校等の設置者及び管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の生命、身体及び財産を守るため、平常時から災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等及び学校等に勤務する者が適切な行動をするために、防災教育の実施に努めるものとする。

3 学校等の管理者は、県民、自主防災組織等、消防団、市町村その他関係者と連携した防災の取組に努めるものとする。

(市町村の役割)

第十三条 市町村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、県、県内外の市町村、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(県の役割)

第十四条 県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から守るために、県内外の市町村、都道府県、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

第二章 各主体の取組

第一節 県民の取組

(防災知識の習得等)

第十五条 県民は、被害の想定や避難時及び被災時の適切な行動選択につなげるため、次に掲げることに努めるものとする。

一 居住地域等の危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所の把握その他防災に関する情報をあらかじめ収集すること。

二 市町村や気象台その他関係機関が発信する防災情報や警戒レベルの意味を理解し、災害の種類ごとの特徴、災害時に取るべき行動その他防災に関する基本的知識を習得すること。

（避難行動の事前計画及び訓練）

第十六条 県民は、災害時に適切な避難行動を行うために、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 マイ避難を実践するとともに家族と共有すること。
- 二 地域の避難訓練に参加すること。

（備蓄の実施）

第十七条 県民は、物資の供給やライフラインが回復するまで健康的な生活を送るため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 飲料水、食料、生活必需品その他防災に関する物資及び資材を備蓄すること。
- 二 前号の物資及び資材を定期的に整理及び点検すること。

（住宅の耐震化等）

第十八条 県民は、住宅内における避難経路を確保するとともに、二次災害を防止するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 建築物の耐震化その他の防災に係る取組により建築物の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 二 家具の転倒や落下を防止するための固定その他必要な措置を講ずること。
- 三 災害時において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じること。
- 四 地震ブレーカー（地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置をいう。）を設置すること。

（情報収集）

第十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、安全な行動に必要な情報を入手するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 市町村、県、国及び民間事業者が発信する情報を積極的に収集すること。
- 二 前号の情報を、災害により停電その他情報収集に支障が生じる事態が発生した場合においても収集するための手段を確保すること。

（災害発生時の行動）

第二十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全を確保するための行動をとるよう努めるものとする。

（避難所での行動）

第二十一条 県民は、多数の人々が過す避難所において、円滑な避難生活を送るため、相互に協力しつつ、自主防災組織等及び市町村等と連携し、主体的な避難所運営に努めるものとする。

2 県民は、年齢、性別、要配慮者の特性その他の事情に配慮するとともに、互いの人

権を尊重した避難生活を送るよう努めるものとする。

（自主防災組織等、消防団への積極的な参加等）

第二十二条 県民は、地域防災力を強化するため、自主防災組織等への参加、消防団への入団並びに自主防災組織等及び消防団が開催する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

（生活再建）

第二十三条 県民は、災害からの迅速な生活再建を図るため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 自然災害による損害を補償する保険又は共済へ加入すること。
- 二 相互に協力して、自らの生活及び地域社会の復旧・復興を進めること。

（災害教訓等の伝承）

第二十四条 県民は、災害伝承施設等の訪問や家族との共有により過去の災害から得られた経験及び教訓の伝承に努めるものとする。

第二節 事業者の取組

（事業継続計画の策定）

第二十五条 事業者は、災害時に事業の中断を防止又は早期に事業を再開するために、事業継続計画の策定及び必要に応じた修正並びに事業継続計画に基づいた訓練の実施に努めるものとする。

（情報通信技術の活用）

第二十六条 事業者は、事業継続計画の体制を整備するため、従業員の安否確認、管理情報の冗長化の確保、遠隔勤務環境の整備その他情報通信技術を活用した防災の取組を推進することにより災害時も業務を継続できる環境整備及び損失の最小化に努めるものとする。

（建築物の耐震化等）

第二十七条 事業者は、二次災害の拡大を防止するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 建築物の耐震化その他の防災に係る取組により建築物の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 二 資機材及び備品の転倒及び落下を防止するための固定その他の必要な措置を講ずること。
- 三 災害時において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じること。
- 四 非常用電源を確保すること。

（従業員への防災教育）

第二十八条 事業者は、従業員の防災意識を高揚し、防災知識の習得を推進するため、事業所での避難訓練の実施、防災に関する研修の実施並びに事業の特性に合わせた危険箇所及び危険業務の共有その他の従業員に対する防災教育に努めるものとする。

（備蓄の実施）

第二十九条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて従業員、

来場者及び利用者等のための備蓄に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、地域と共生する主体として、県及び市町村との防災に関する協定の締結、従業員が消防団や自主防災組織等へ参加しやすい環境の整備その他の地域防災力の強化に寄与する取組を行うよう努めるものとする。

(安全確保)

第三十一条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難誘導の実施、安全確認方法の確立、勤務時間への配慮その他の従業員の安全を確保するために必要な措置を行うように努めるものとする。

2 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難誘導その他の来場者及び利用者の安全を確保するために必要な措置に努めるものとする。

(災害教訓等の反映)

第三十二条 事業者は、過去の災害から得られた経験及び教訓を今後の防災の取組に生かすため、災害対応を検証し、事業継続計画への反映に努めるものとする。

第三節 自主防災組織等の取組

(居住地域の地理的特性の理解)

第三十三条 自主防災組織等は、地域の災害危険箇所その他の居住する地域の地理的特性の理解に努めるものとする。

(地域住民への普及啓発活動及び訓練の実施)

第三十四条 自主防災組織等は、防災知識の普及啓発活動及び地域の特性に合わせた防災訓練の実施に努めるものとする。

(地区防災計画の作成)

第三十五条 自主防災組織等は、地域防災力の強化のため、地区防災計画の作成及び当該計画に基づく防災活動の実施に努めるものとする。

2 自主防災組織等は、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて、市町村その他関係機関の協力を得るよう努めるものとする。

(安全確認及び避難誘導)

第三十六条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、構成員の生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で地域住民の安全確認及び避難誘導に努めるものとする。

(要配慮者への取組)

第三十七条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の支援につなげるため、次に掲げること努めるものとする。

- 一 要配慮者の特性を理解し、それに応じた支援を実施すること。
- 二 市町村から提供を受けた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の支援を行うこと。

2 自主防災組織等は、要配慮者に関する情報を適切に管理するものとする。

(避難所運営)

第三十八条 自主防災組織等は、避難所の設置後、速やかに施設管理者及び市町村と連

携し、避難者による避難所の自主的な運営が可能となるよう、平常時から、自主防災組織等を主体とする避難所の運営体制の構築その他避難所運営への積極的な関与に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第三十九条 自主防災組織等は、市町村、県、防災士、社会福祉協議会、消防団その他関係機関と連携した防災活動の実施に努めるものとする。

第四節 防災士の取組

(地区防災計画の作成支援等)

第四十条 防災士は、地域防災力の強化のため、次に掲げること努めるものとする。

- 一 地域住民の防災知識の普及啓発に関する活動に取り組むこと。
- 二 自主防災組織等への防災知識の普及、防災訓練の支援その他自主防災組織等の活性化に寄与する活動に取り組むこと。
- 三 地区防災計画の作成支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施へ協力すること。

四 市町村が実施する防災訓練その他の防災対策への支援を行うこと。

(避難誘導等)

第四十一条 防災士は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で次に掲げること努めるものとする。

- 一 地域住民の安全確認及び応急手当を行うこと。
- 二 地域住民の避難支援及び避難誘導を行うこと。

(避難所の運営支援)

第四十二条 防災士は、市町村が開設する指定避難所において避難者及び自主防災組織等による自主的な避難所運営のために必要な支援に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第四十三条 防災士は、自主防災組織等、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、市町村及び県と連携し、地域防災力の強化に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの取組

(防災知識の習得等)

第四十四条 防災ボランティアは、活動の注意点及び被災者への配慮その他の防災ボランティア活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第四十五条 防災ボランティアは、活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重された上で被災者の生活再建のため活動することとし、災害ボランティアセンター、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

第六節 非営利支援団体の取組

(関係機関との連携)

第四十六条 非営利支援団体は、支援活動を出発かつ効果的に実施するため、支援者間の連携促進と支援の調整を目的とした団体、市町村、県その他関係機関と連携するよ

う努めるものとする。

第七節 社会福祉協議会の取組

(平時からの連携)

第四十七条 社会福祉協議会は、円滑かつ効果的な被災者支援のため、平時から市町村及び県と連携するよう努めるものとする。

(防災知識の普及啓発)

第四十八条 社会福祉協議会は、県民や防災ボランティアへの防災知識の普及啓発に取り組むよう努めるものとする。

(防災ボランティア活動への支援)

第四十九条 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置する場合には、市町村、県その他関係機関と連携したうえで、被災者のニーズを積極的に把握し、防災ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう調整に努めるものとする。

(生活再建の促進)

第五十条 社会福祉協議会は、被災者及び避難者の生活再建を促進するため、市町村、県その他関係機関と連携し、見守りや相談支援をはじめとした取組に努めるものとする。

第八節 消防団の取組

(地域住民の安全確保)

第五十一条 消防団は、地域に密着した地域防災力の中核として、地域住民の安全確保に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第五十二条 消防団は、市町村、県その他関係機関と連携し、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 地域住民に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
- 二 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難誘導を実施すること。
- 三 市町村、県及び事業者等と連携した団員確保活動を実施すること。

第九節 学校等の設置者及び管理者の取組

(災害時の安全確保)

第五十三条 学校等の管理者は、児童生徒等の生命及び身体を守るため、適切な経路での避難誘導、実効性のある防災訓練の実施及び災害時の対処要領（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたものをいう。）の作成に努めるものとする。

(防災教育等の実施)

第五十四条 学校等の管理者は、児童生徒等が災害時に適切な行動がとれるよう、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 発達段階に応じた防災教育を実施すること。
 - 二 自主防災組織等、消防団等と連携した防災の取組を実施すること。
 - 三 教職員向けの防災に関する研修を開催すること。
- (施設の耐震化等)

第五十五条 学校等の設置者は、所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上に努めるものとする。

2 学校等の管理者は、機材及び備品の転倒及び落下を防止するための固定並びに安全点検の徹底その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(学校等の早期再開)

第五十六条 学校等の管理者は、被災後、児童生徒等の学習支援や心のケアその他の学校等を早期に再開するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(災害教訓等の伝承)

第五十七条 学校等の管理者は、過去の災害から得られた知見及び教訓を児童生徒等に伝承するため、授業や校外活動における防災教育の実施や災害伝承施設等の活用に取り組むものとする。

第十節 市町村の取組

(災害予防対策)

第五十八条 市町村は、地域防災力の強化のため、次に掲げることをはじめとする災害予防対策の取組に努めるものとする。

- 一 住民に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
 - 二 円滑な避難所の開設及び運営並びに健康的な避難生活のために、施設管理者その他関係者と連携した避難所運営マニュアルの作成その他必要な措置を行うこと。
 - 三 消防団及び自主防災組織等の充実強化並びに地区防災計画作成の支援をすること。
 - 四 指定福祉避難所の指定の推進及び要配慮者の円滑な避難のために必要な取組をはじめとする要配慮者への支援を行うこと。
 - 五 平時時から事業者、社会福祉協議会その他関係機関と連携を図ること。
 - 六 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、関係機関との情報共有及び住民への情報発信の体制を整備すること。
 - 七 所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 2 市町村は、食料、飲料水、生活必需品その他必要な物資を備蓄し、整備し、若しくは点検するとともに、県、県内外の市町村、事業者、非営利支援団体及び防災関係機関と連携した物資の調達及び供給の体制構築に努めるものとする。

(災害応急対策)

第五十九条 市町村は、県、県内外の市町村、国、防災関係機関その他関係者と連携して、住民の避難その他の災害応急対策の的確な実施に努めるものとする。

(復旧・復興対策)

第六十条 市町村は、被災者が適切な生活再建を図ることができるよう、災害ケースマネジメントその他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市町村は、災害からの迅速な復旧・復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者及び管理者、国、県内外の市町村、県その他関係者と連携し、復旧・復興対

策の取組に努めるものとする。

(災害教訓等の伝承)

第六十一条 市町村は、災害から得られた知見及び教訓を次代に伝承し、今後の防災対策に生かすため、災害の規模や特徴に応じた伝承の取組に努めるものとする。

第十一節 県の取組

(災害予防対策)

第六十二条 県は、地域防災力の強化のため、次に掲げることをはじめとする災害予防対策に取り組むものとする。

- 一 県民等に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
- 二 消防団及び自主防災組織等の充実強化並びに地区防災計画の作成を推進すること。
- 三 市町村における指定福祉避難所の指定の促進をはじめとする要配慮者への支援を行うこと。
- 四 平常時から事業者、社会福祉協議会その他関係機関と連携を図ること。
- 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、共有及び発信の体制を整備すること。
- 六 所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 七 食料、飲料水及び生活必需品その他必要な物資を備蓄し、整備し、若しくは点検すること。

八 市町村、都道府県、国、事業者及び防災関係機関と連携した物資の調達及び供給の体制を構築すること。

九 応援職員の派遣及び受入れに係る体制を構築すること。

(地域防災サポーター等と関係機関の連携)

第六十三条 県は、地域の実情に応じた防災活動の活性化を支援するため、地域防災サポーターの確保及び活用を推進するとともに、防災士、自主防災組織等、市町村、県その他関係機関が連携した防災の取組を推進するものとする。

(災害応急対策)

第六十四条 県は、県民の安全を確保するため、市町村、都道府県、国及び防災関係機関その他関係者と連携して、災害応急対策を的確に実施するものとする。

2 県は、被災した地方公共団体の災害応急対策及び行政機能の回復を支援するため、要請に基づき、県内外の市町村、都道府県、国及び防災関係機関と連携し、応援を行うものとする。

(復旧・復興対策)

第六十五条 県は、被災者が適切な生活再建を図ることができるよう、市町村が実施する災害ケースマネジメントの支援に取り組むものとする。

2 県は、災害からの迅速な復旧・復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者及び管理者、県内外の市町村、都道府県、国その他関係者と連携し、復旧・復興対策に取り組むものとする。

(災害教訓等の伝承)

第六十六条 県は、災害から得られた知見及び教訓を次代に伝承し、今後の防災対策に生かすため、災害の規模や特徴に応じた伝承の取組を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

福島県条例第十号

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和六年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 土砂等の埋立て等の許可等（第七条―第二十二条）」を「第二章 土砂等の埋立て等に関する土砂等の安全基準（第七条・第八条）」に、「第三章」を「第四章」に、「第二十三条―第二十八条」を「第三十一条―第三十六条」に、「第四章」を「第五章」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十七条―第四十一条」に改める。

第一条中「災害の発生」の下に「及び土壌の汚染」を、「確保」の下に「及び生活環境の保全」を加える。

第二条に次の六号を加える。

六 宅地造成 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「盛土規制法」という。）第二条第二号に規定する宅地造成のうち、盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

七 特定盛土等 盛土規制法第二条第三号に規定する特定盛土等のうち、盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

八 土石の堆積 盛土規制法第二条第四号に規定する土石の堆積のうち、土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

九 宅地造成等 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

十 宅地造成等工事規制区域 盛土規制法第十条第一項に基づき指定された区域をいう。

十一 特定盛土等規制区域 盛土規制法第二十六条第一項に基づき指定された区域をいう。

第三条の見出し中「者」の下に「及び土砂等を搬入する者」を加え、同条中「発生」の下に「及び土壌の汚染」を加え、同条に次の一項を加える。

2 土砂等を搬入する者は、土砂等の埋立て等を使用される土砂等の運搬を行うに当たっては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

第三十三条中「第二十九条」を「第三十七条」に改め、同条を第四十一条とする。